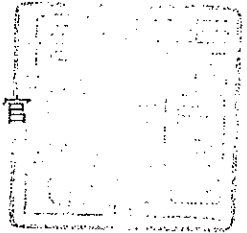


環廃対発第060424001号  
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



### 循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱については、なお従前の例によるものとする。

#### 記

1. 第5を次のように改める。

##### 第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A：別表1の第1項から第9項までの事業（第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第12項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業は除く。）及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の

定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合には、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

2. 別表1を別添1のように改める。

3. 別表2を別添2のように改める。

別表 1 (循環型社会形成推進交付金の交付対象事業)

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同 上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同 上
4. 最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同 上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. 併せ産廃モデル施設(18年度限りの交付対象事業)	施設の新設、増設に要する費用
7. コミュニティ・プラント	同 上
8. 浄化槽設置整備事業	事業に要する費用
9. 浄化槽市町村整備推進事業	同 上
10. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設(沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
11. 可燃性廃棄物直接埋立施設(沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
12. 焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同 上
13. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

## 備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	$1/2 \times (A+B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1/3 \times A + 1/2 \times B$
奄美群島	$1/3 \times A + 1/2 \times B$

## 備考

- A： 別表1の第1項から第6項までの事業（第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第11項及び第12項の事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- B： 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第7項から第10項までの事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額